

別添資料目次

資料1 磐田市栄町自転車等駐車場条例及び同施行規則

資料2 施設配置図

資料3 駐車にかかる設備一覧表・図面

資料4 防犯カメラ配置図

資料5 個人情報取扱特記事項

資料6 リスク分担表

資料7 過去3年分の各実績及び保守点検料参考額

○磐田市栄町自転車等駐車場条例

平成17年4月1日条例第166号

改正

平成19年7月6日条例第21号

磐田市栄町自転車等駐車場条例

(設置)

第1条 磐田駅周辺における原動機付自転車、自転車及び車いす（以下「自転車等」という。）の駐車秩序を確立して、良好な都市景観の維持とともに道路交通の円滑化を図るため、本市に自転車等駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自転車等駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市栄町自転車等駐車場	磐田市中泉993番地1

(指定管理者による管理)

第3条 磐田市栄町自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第4条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、駐車場の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 駐車場の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他駐車場の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第4条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者に指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後に、駐車場の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第9条 指定管理者は、駐車場の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(使用時間等)

第10条 駐車場の使用時間は、午前零時から午後12時までとし、駐車場へ出入りできる時間は、午前6時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間を変更することができる。

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第8条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。

(駐車対象車両)

第12条 駐車場に駐車できる自転車等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 原動機付自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車

(2) 自転車 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車

(3) 車いす 法第2条第1項第11号の3に規定する車いす
(使用料)

第13条 駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、普通使用にあつては駐車票兼領収書と引換えに納付し、定期使用にあつては駐車定期券の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、前条第1項に定める使用料の全部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 第13条第1項の規定により既に納付した使用料は、還付しない。

(放置自転車等の措置)

第16条 市長は、30日以上にわたり駐車場内に放置されていると認めた自転車等があるときは、規則で定めるところにより当該自転車等を処分する旨の告示を行い、当該告示の日から一定期間保管した後、処分することができる。

(使用の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設その他附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他の自転車等の駐車を妨げるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第18条 指定管理者及び使用者は、駐車場の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、駐車場の使用及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 詐欺その他不正の行為により、第14条第1項に規定する使用料の徴収を免れたものに対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市自転車等駐車場条例（昭和58年磐田市条例第6号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年7月6日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市栄町自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第4条及び第6条の規定の例により行うことができる。

別表（第13条関係）

区分	使用の方法	単位	使用料の額
原動機付自転車	普通使用	1日1回	100円
	定期使用	1箇月	2,000円
自転車 車いす	普通使用	1日1回	50円
	定期使用	1箇月	1,000円

改正

平成19年7月6日規則第19号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

磐田市栄町自転車等駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市栄町自転車等駐車場条例（平成17年磐田市条例第166号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第6条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第6条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第6条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）に

よりその旨を通知する。

(事業報告)

第5条 条例第7条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第8条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

(使用の手続)

第7条 駐車を普通使用しようとする者は、自転車等を入場させる際に、駐車票兼領収書（様式第5号）の交付を受けなければならない。

- 2 駐車を定期使用しようとする者は、定期使用申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の定期使用申請書の提出を受けたときは、当該申請者に対し、駐車定期券（様式第7号。以下「定期券」という。）を交付する。
- 4 市長は、駐車の使用状況等を勘案し、定期券の発行が適当でないと認めるときは、発行を中止し、又は制限することができる。

(使用料の免除)

第8条 条例第14条の規定により、使用料の全部を免除することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳制度についての通知（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けた者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者

2 前項に規定する者が使用料の全部の免除を受けようとするときは、同項各号のいずれかに掲げる者である旨を証する書面その他市長が必要と認める書面を提示しなければならない。

（超過日数の使用料）

第9条 定期券の通用期間又は普通使用の保管日数を超えて自転車等を駐車した場合における超過日数に対する使用料の計算は、超過した日数に普通使用の使用料を乗じた額とする。

2 前項の使用料は、駐車票兼領収書（様式第8号）により徴収する。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 長期にわたって同一場所に自転車等を放置しないこと。
- (2) 駐車した自転車等は、施錠を確実に行うこと。
- (3) 自転車等に記名及び防犯登録を行うこと。
- (4) 駐車場の施設若しくは駐車中の他の自転車等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと
- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
- (6) 自転車等は、整理整頓して置くこと。
- (7) 管理人の指示に従うこと。
- (8) 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

（放置自転車等の措置）

第11条 市長は、条例第16条に規定する自転車等について、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 放置自転車等に警告書（様式第9号）を取り付けるとともに、所有者が判明している放置自転車等については、当該所有者に対して、駐車場内放置自転車等の撤去通知書（様式第10号）を送付する。
- (2) 警告書を取り付けた放置自転車等が、当該警告書を取り付けた日から起算して14日を経過しても、なお同一場所に放置され、かつ、所有者が判明しないときは、所轄の警察署長に対し、放置自転車等に係る盗品等の照会書（様式第11号）を送付して盗難品及び遺失物の照会を行う。
- (3) 放置自転車等の所有者が判明し、第1号の規定により撤去通知書を送付した日から起算して、30日を経過しても、なお当該所有者が放置自転車等の引取りをしなかったときは、当該放

置自転車等の所有権を放棄したものとみなして、これを処分する。

- (4) 所有者が判明し、放置自転車等を引取りに来た時は、放置期間について第9条に定める使用料を徴収する。

(処分の告示)

第12条 条例第16条に規定する自転車等の処分の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 処分の対象となる自転車等の種別、型式、色その他当該自転車等を特定する事項
- (2) 当該自転車等が放置されていた駐車場の名称
- (3) 処分予定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(保管期間)

第13条 条例第16条の規定する保管すべき期間は、同条に規定する自転車等の処分の告示の日から起算して30日間とする。

(損傷又は亡失の届出)

第14条 指定管理者並びに使用者及び入場者は、駐車場の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第15条 使用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市自転車等駐車場条例施行規則（昭和58年磐田市規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第19号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

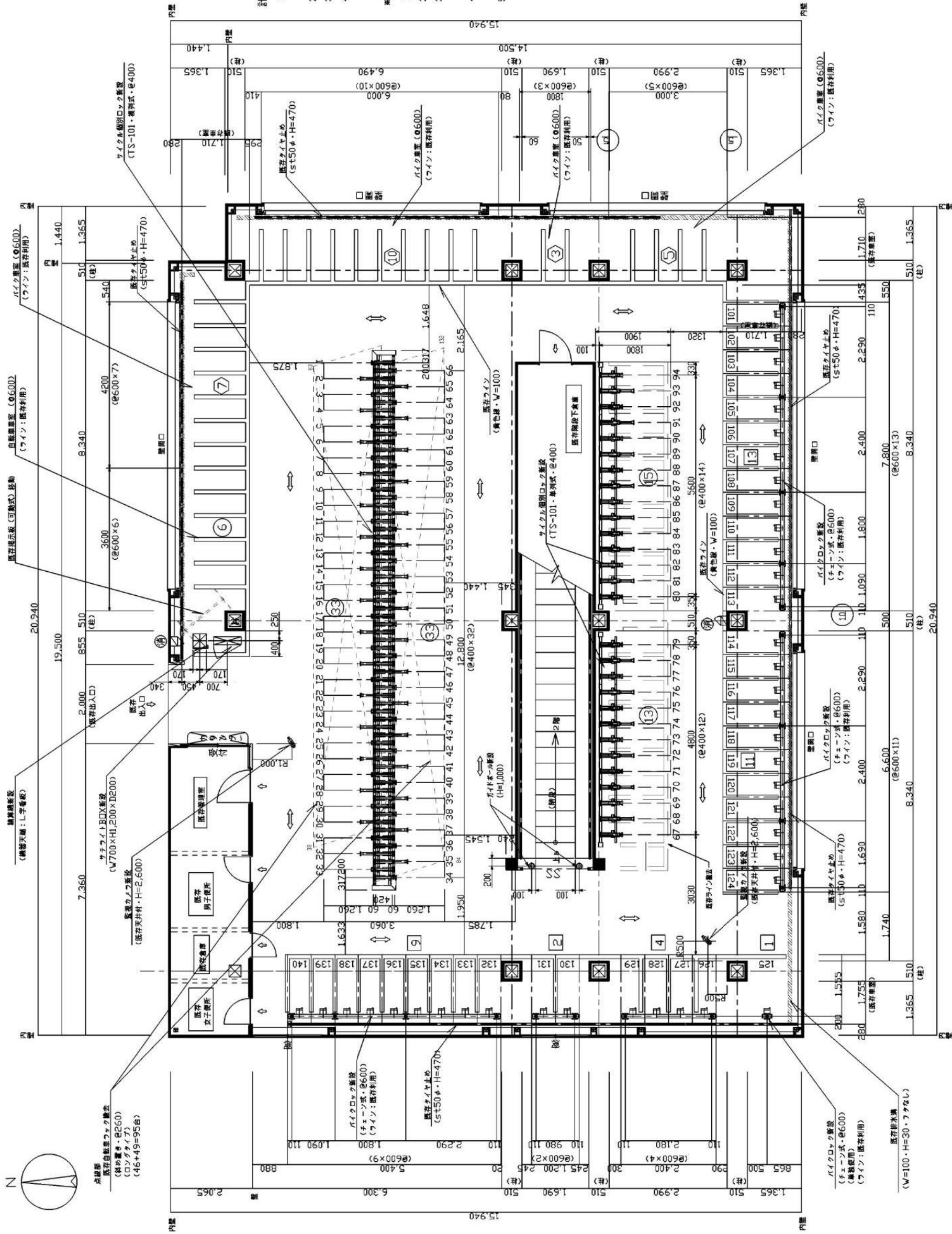
2 磐田市栄町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第21号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改正後の磐田市栄町自転車等駐車場条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。



収容予定台数 (1階)	
自転車	
個別ロック (単列式・@400)	28台
個別ロック (増列式・@400)	66台
自転車庫室 (白線引き・@600)	6台
小計	100台
原付バイク	
バイクロック (チェーン式・@600)	40台
バイク庫室 (白線引き・@500)	25台
小計	65台
合計	165台

* 既存自転車ワック撤去台数 (斜め置き・@260) 95台

敬啟者

1. 既存3階建て自転車及び原付バイク駐車場の1階部分にサイクル個別ロック及びバイクロックを新設する。
2. 上記に伴い、既存自転車フックは撤去する。
3. 新設バイクロックの車室は、既存バイク車室を利用する。
4. 騎乗機及び収納BOX付の定期更新機を新設する。

州
康

1. 既存土間：コンクリート金ゴテ仕上
2. 電気工事関係については、再調査及び打合せの上決定する。
3. 天井付の新設監視カメラの位置及び高さについては、施工時に調整する。
4. サテライトBOXについては、2階ゲート部のサテライトBOXと兼用できるか検討の上決定する。
5. 既存梁の高さが「H=2,300」なので、更新機取納BOXの高さを「H=2,300→H=2,250」に変更する。

改訂A (11-03-02)

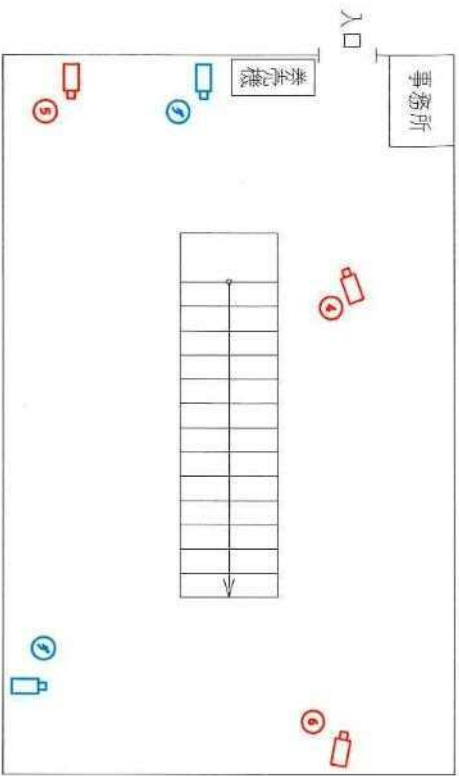
最終圖

駐車にかかる設備一覧表（詳細は、別図のとおり）

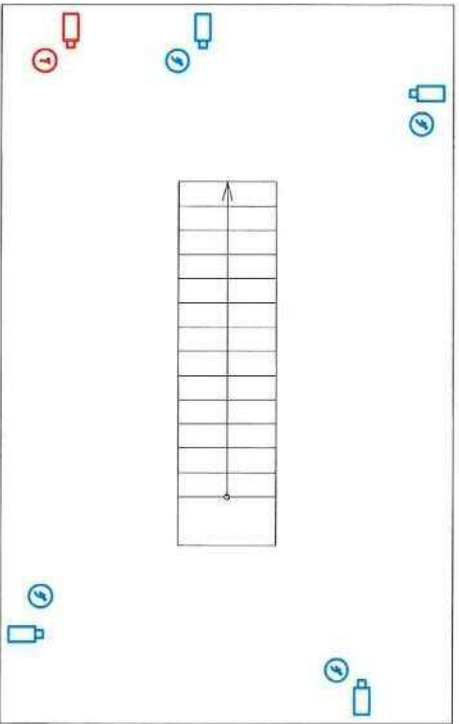
品名	数量	単位
入口ゲート	1	台
出口ゲート	1	台
電磁ロック(16インチ対応)	94	台
チェーン式バイクロック	40	台
電磁ロック用精算機	1	台
歩行者通路(ー)型	2	式
自転車ガイド	1	式

[参考] 防犯カメラシステム（配置は、資料4のとおり）

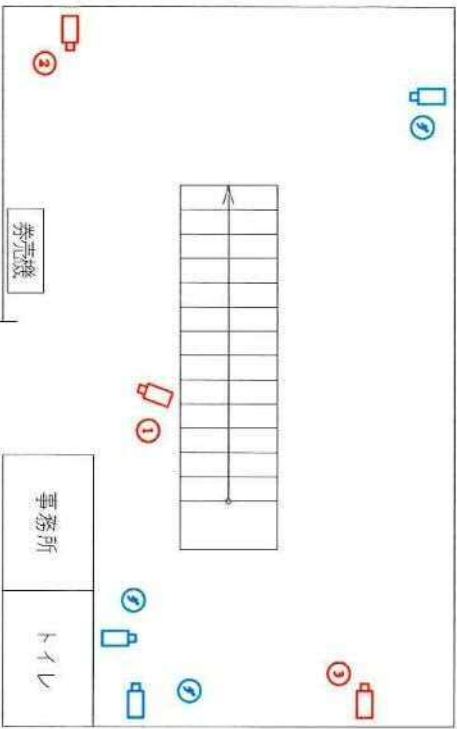
品名	型式	数量	単位
デジタルディスクレコーダー	WJ-HD309/5	1	台
ハードディスクユニット	WJ-HDU40L	1	台
カメラ駆動ユニット	WV-PS174	2	台
ビデオ受像機	WV-LC1900	1	台
15A 電源制御ユニット	WU-L61	1	台
カラーテレビカメラ	WV-CP08V	7	台
無停電電源装置	BU100SW	1	台



< 2 階 >



< 3 階 >



< 1 階 >

階	ホタノ番号	行先表示	画面表示	階	ホタノ番号	行先表示	画面表示	階	ホタノ番号	行先表示	画面表示
1	①	E2	1-1	2	④	A4	2-1	3	⑦	5A	3-1
	②	C1	1-2		⑤	2B	2-2		⑧		(4台)
	③	1A	1-3		⑥	3B	2-3				
階	⑦	(3台)		階	⑧	(2台)		階			

磐田市栄町自転車等駐車場

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

- 第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

- 第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

- 第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

リスク分担表

種	類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む） ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
	セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○

過去3年分の各実績及び保守点検料参考額

◆ 施設使用実績(台)

		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
自転車	普通使用	23,918	24,015	24,538
	定期使用	2,062	2,137	2,316
原動機付 自転車	普通使用	1,635	2,443	1,935
	定期使用	87	111	132

◆ 使用料収入実績(円)

		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
自転車	普通使用	1,507,500	1,550,900	1,572,850
	定期使用	3,684,000	3,737,000	4,052,000
原動機付 自転車	普通使用	216,000	290,500	246,200
	定期使用	262,000	334,000	360,000
計		5,669,500	5,912,400	6,231,050

◆ 減免実績(台)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
自転車普通使用のみ	68	54	54

◆ 修繕実績(円)

	金 額	内 容
令和 4 年度	249,700	防排煙設備修繕、エアコン交換
令和 5 年度	308,150	照明器具交換、1 階倉庫鍵交換、 トイレ排水溝交換
令和 6 年度	52,591	定期更新機案内装置交換、ゲート ラバー交換

◆ 委託料実績(円)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
警備委託料 (夜間管理人不在時の対応等)	396, 000	396, 000	396, 000
防犯カメラ保守点検委託料 (リース料含む)	252, 996	252, 996	252, 996
消防設備保守点検委託料	42, 900	42, 900	42, 900

◆ 光熱水費(円)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
水道料	39, 717	35, 692	35, 692
電気料	489, 165	554, 938	554, 938

◆ 保守点検料(円)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
A E D	69, 960	69, 960	69, 960